

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 59 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 5 月 19 日（火） 10:00～12:02

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、筒井専門委員、
永田専門委員、堀内専門委員、山田専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員、

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、
猿田評価調整官、横田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自
ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について

資料 2 ニカラグアからの追加確認事項回答（仮訳）

資料 3 ニカラグア評価書（案）たたき台

資料 4 コスタリカ評価書（案）たたき台

資料 5 ホンジュラス評価書（案）たたき台

資料 6 ハンガリー評価書（案）たたき台（変更箇所抜粋－侵入リスク

のレベルの評価部分)

- 資料 7 オーストラリア評価書（案）たたき台（修正案）
- 資料 8 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価書（案）たたき台（評価手法修正案）
- 参考資料 1 総合評価の方向性案（たたき台）－暫定版－

6. 議事内容

○吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 59 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は、9名の専門委員が御出席です。山田先生が遅れるということです。

食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、野村委員に御出席いただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。

会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 59 回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

事務局から、本日の資料の確認をお願いします。

○猿田評価調整官 資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに9点でございます。

資料 1 「我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」。

資料 2 「ニカラグアからの追加確認事項回答（仮訳）」。

資料 3 「ニカラグア評価書（案）たたき台」。

資料 4 「コスタリカ評価書（案）たたき台」。

資料 5 「ホンジュラス評価書（案）たたき台」。

資料 6 「ハンガリー評価書（案）たたき台（変更箇所抜粋－侵入リスクのレベルの評価部分）」。

資料 7 「オーストラリア評価書（案）たたき台（修正案）」。

資料 8 「我が国に輸入される牛肉及び内臓に係る食品健康影響評価書（案）たたき台（評価手法修正案）」。

参考資料 1 「総合評価の方向性案（たたき台）－暫定版－」。

以上の資料を御用意させていただいております。資料の不足等がございましたら、事務局までお声をおかけください。

また、これまで配付させていただいた資料は、お手元のファイルにとじております。適宜御利用ください。

事務局からは、以上でございます。

○吉川座長 お手元に資料はございますか。それでは、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価（自ら評価）について審議したいと思います。

最初に追加確認の回答状況、今回新たに回答書を提出していただいた国が増えたということです。現在の自ら評価の進捗状況等について、まず事務局から説明をしていただいて、次に評価書（案）のたたき台を作成していない中南米の4か国のうち、ニカラグア、コスタリカ、ホンジュラスの3か国について、調査会での審議に基づいて、前回までに評価書（案）たたき台を作成した国と同様に、事務局で一応データの整理をしてもらいました。各国それぞれの国ごとについて、事務局からまず説明を受けた上で、順次審議を進めていきたいと思っております。

前回の審議を踏まえて、修正したハンガリーの評価書（案）とオーストラリアの評価書（案）について、特にオーストラリアの方からは貿易統計の部分に関して詳しい説明が届いたので、それについても説明をしていただいて、ハンガリー及びオーストラリアについての審議を行いたいと思っております。時間があれば、最後に前回の調査会で検討した機械回収肉の扱いについて、議論をしたいと思っております。

それでは、最初に進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 資料1を御覧いただきたいと思っております。現在の各国からの回答及び作業の進捗状況について御報告をさせていただきます。

これまで回答をいただきました国としては、表の上からオーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラスの11か国でございましたが、今回アルゼンチンが新たに回答があり、これで回答があった国は、自ら評価対象国14か国中12か国となりました。現在、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチンの回答書については、翻訳作業中でございます。

また、追加確認をお願いしておりましたオーストラリア、チリ、ハンガリーの回答については、既に評価書（案）へ反映しております。また、メキシコ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスについても追加回答を受け取っております。メキシコ、コスタリカ、ホンジュラスについては現在、追加回答について翻訳等の作業中でございます。ニカラグアについては在ニカラグア日本大使館で回答書を翻訳してもらいましたものですから、それを受け取っております。今回の評価書（案）のたたき台に反映しているというところでございます。

以上でございます。

○吉川座長 新しく回答のあった国、追加回答について整理の済んだ国という格好で、かなり進んできたと思います。これに関して、特に何か質問等はございますか。ノルウェーと中華人民共和国に関しては、特に何も連絡はないということですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 実を申しますと、ノルウェーについては接触をいたしましたけれども、人員も少なく作業が難しいこと。また、日本に対する輸出量が少ないので、作業にインセンティブがなかなか働かないということがございますので、もう少し様子を見たいと思います。

中国の方は、以前にも報告しましたように、英語への翻訳作業をしているところなので、期限には間に合わないという回答を一度いただいておりますので、その確認を近い将来、実施するということになるのではないかと思います。

○吉川座長 ありがとうございます。今回新たにアルゼンチンから回答があったということで、今、翻訳をしていただいているということです。

ニカラグア、コスタリカ、ホンジュラスの3か国は、今日から審議に入りますけれども、これらの国の整理が進みつつあると。特にニカラグアに関しては大使館の方で追加回答に対して翻訳をしてくれて、今日の資料の中に加わっているということです。翻訳あるいは情報収集、整理等は大変だとは思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

最初の予定どおりニカラグア、ホンジュラス、コスタリカについて、先に審議をしたいと思いません。これらの国の評価書（案）は、調査会で初めての提出ということになります。審議の流れとしては、オーストラリア等のこれまでやってきた5か国と同様に、各国からの回答書、とりまとめをしてきた国別の情報整理シート、生体牛評価の試行結果、生牛及び食肉の評価の比較。こういった資料を踏まえて、順次、評価書という格好の文章にしていくわけですが、これまでの審議で回答書あるいは貿易統計などの事実関係について、どういうふうに行くかという評価書案のたたき台のとりまとめ方が、これまでの経験で大体固まってきたと思います。今回、事務局で評価書（案）のたたき台を作成してもらいました。事務局の方から国別の説明をしていただいて、その後、審議に入りたいと思います。

それでは、資料2と資料3になりますけれども、ニカラグアについての審議を始めたいと思いません。先ほど進捗状況の説明がありましたけれども、ニカラグアに関しては追加回答書を在ニカラグア日本大使館で日本語訳にいただいたと。日本語訳が付いて一緒に送られてきたということで、一部については再度確認が必要な部分もあるとは思いますが、追加確認の回答も含めて、評価書（案）に書き込むという操作をしました。

先発の5か国と同様に模式図のところも作成して、整合性を持つようにこれまでの審議あるいは評価のまとめ方に合わせて、評価結果についても一応書き込んでみました。

審議の方法として、評価書のまとめの前までのところを説明を受けて審議をして、その上で評価書（案）のまとめについて、どういう形にするかという審議を進めていきたいと思いをします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐 資料の方を説明させていただきます。資料2のニカラグアの追加確認の回答書、資料3の評価書のたたき台を御用意いただければと思います。

資料2はニカラグアの方に追加確認した回答書で、今回その内容も踏まえまして、資料3として評価書（案）を、これまでに審議した5か国と同じようにまとめておりますので、資料3を中心に御説明をさせていただければと思います。

資料3がニカラグアの評価書（案）たたき台でございます。

1ページから、最初は生体牛の侵入リスクの部分でございます。

具体的なデータの方が2～3ページの表1、表2になりますので、そちらの方を御覧いただければと思います。

表1が生体牛の輸入の方のデータでございます。数字を見ますと回答書では、アメリカから少し輸入があったということでございます。貿易統計の方も大体同じような数字になっております。

実際に加重係数を用いまして、計算をした結果が一番下でございますけれども、それほど頭数が多くないということで、どの期間につきましても無視できるという結果になったということでございます。

3ページの表2が肉骨粉の輸入データでございます。こちらの方は、まず回答書の方でございますが、肉骨粉の方の輸入データは2000年以前のデータがないということで、空欄という形になってございます。

ただし、貿易統計の方の数字でも輸入実績はアメリカから少数あるだけで、そのほかはほとんどないということでございまして、回答書でデータがない期間は貿易統計の方の数字を用いたとしても無視できるというような結論になったということでございます。以上をまとめたのが3ページの一番下の表3でございます。

基本的には回答書ベースで行いましたが、今、御説明したとおり回答書でデータがない期間に関しては貿易統計のデータで補うような形で評価の方を行いまして、その結果、いずれの期間も無視できるというような結果になったということでございます。

侵入リスクの方は以上でございます。

4ページ以降が、国内安定性の評価でございます。こちらの方は今回は追加確認の回答書、資料2の3～12ページが国内安定性に関する部分のデータを追加で確認した点でございますので、それも含めて今回評価書の方をまとめております。概要が資料3の5ページの表4になりますので、そ

ちらを御覧いただければと思います。

まず飼料給与規制に関しましては、2001年に反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止を行っているということでございます。

SRMの利用実態でございますが、2004年にSRMを30か月齢以上の個体の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき髄、背根神経節、全月齢の個体の扁桃、小腸、回腸遠位部ということで規定をしております。

その下のSRMの利用実態のところでございますが、規制の前は食用などに用いていたということでございますが、このSRMの規制後はレンダリング処理等の方に回るようになったということでございます。

レンダリング条件でございますが、2001年に牛由来の肉骨粉等は133℃3気圧20分の処理を義務づけているということでございます。

交差汚染防止対策のところに関しましては、肉骨粉の製造施設は牛の副産物を加工する専用施設になっているということで、交差汚染は起こらないということです。

以上の内容を踏まえまして、評価手法に従って評価の方をしていくと、その下の表5が国内安定性の評価のまとめになりますけれども、1986年～2001年までは特に規制がなしということで、暴露が増幅する可能性が高い。

2002年以降は、飼料規制の方は反すう一反すうをやっておりますし、またレンダリング条件等も133℃3気圧20分処理を義務づけたということで、暴露が増幅する可能性は低いという結果になります。

ただし、これまでの国と比べて若干データが少ないところがございまして、具体的には評価書の4ページの飼料規制のところ、9～10行目以降の辺でございます。農場段階での遵守状況の確認等が特に行われていなかったりとか、飼料製造・流通段階での遵守状況の確認結果に関するデータがないとか、牛用飼料のサンプリングの分析等も特に行われていないということで、ここら辺の遵守状況のデータが乏しいという点を、評価に当たって少し考慮する必要があるのかなというところでございます。

資料3の6ページからが、今度はサーベイランスの方でございます。母集団の方はニカラグアの飼養頭数が330万頭ということで、実際のサーベイランスの成績を表6に記載しておりますが、大体毎年100～200頭前後でございまして、OIEで利用されているポイント制に基づいて試算の方をすると、右下に書いてあるようなポイントということで、実際に必要ポイントまでは達していないということで、頭数があまり多くないというようなこともございまして、成牛群の有病率が10万頭に1頭未満であることは推定できないというような状況でございます。

7 ページ以降が、食肉及び内臓の方でございます。こちらの方は今回、追加確認の回答なども踏まえて作成しております、9 ページの表 7 が食肉の概要をまとめた表ですので、そちらの方を御覧いただければと思います。

SRM の定義は、先ほど国内安定性のところで御説明したとおり、そこに記載されているような状況です。その下の SRM の除去ですけれども、日本に輸出される食肉につきましては、SRM として国内で定義されているような部位を除去している。それ以外の部位に関しても、輸入自粛指導によって日本に輸入されないようになっているということでございます。

SRM 除去の実施方法等につきましては、背割りでありますとか枝肉は洗浄を行っている。あとは枝肉の脊髓片の付着がないことをと畜検査員等が確認をしている。HACCP とか SSOP も導入しているということで、実施方法等は◎ということになります。その下のと畜場での検査、スタンニング、ピッシングでございますけれども、と畜場での検査ということで一般的な生体検査が行われておりまして、異常牛等は排除されるということでございます。圧縮した空気等を用いたスタンニングでありますとかピッシングの方は、実施していない。機械的回収肉の方も実施していないということで、今までの評価手法の流れに沿って評価の方を行いますと、一番下のリスク低減措置の評価はリスク低減効果が非常に大きいということになります。

ここまでの評価の概要でございます、資料 2 の追加確認の回答書の方で、食肉の関係が 16～17 ページで今、御説明したことの基となった回答が書いてあります。その中で、17 ページで数字が見え消しになっているところがありますが、ここはニカラグアからの回答書では消す前の数字で、日本向けの輸出専用施設数が 4 施設などという回答になっているんですが、実際にはニカラグアで実際に日本向け専用施設というのは、多分考えづらいだろうということで、恐らく向こうの方が誤解された可能性が高く、正しくは日本向け処理に加えて国内であるとかアメリカなど、他国向けも一緒にやっている施設が 4 施設あって、全体の施設は多分 5 施設なんだろうということで、見え消しという形で修正をさせていただいております。

以上、簡単ではございますけれども、ニカラグアの各項目ごとの評価の概要の御説明を終わらせていただきます。

○吉川座長 ありがとうございます。新しく中南米の評価に入るわけですけれども、最初のケースとしてニカラグアの追加質問に対する回答書と初回の回答書を併せた格好で、これまでの 5 か国に合わせた格好で評価の案をつくってもらいました。これに関して御質問、御意見はございますか。

これまでのものに比べると、これからやっていくのはだんだんそういう傾向が増えると思うんですけれども、詳細なデータが一部ない、サーベイランスのポイントが足りない、あるいは遵守状況、検査の結果に関してのどこまでやられているのかというような部分があいまいというような点が

これまで評価してきた国に比べると劣っているというか、書き込まれていないことがあります。

最初の議論時点で、できれば同じ尺度で整合性を持って評価を進めていきたいと。国によって評価基準が違うというのは、できるだけ避けたいということがありますので、この辺に関して、そういった部分をどういう形で評価書に反映させていくかという問題がこれまでの国とやや違うところになるかと思うんですけれども、追加回答の資料2及び資料3に関して、どなたか御意見あるいは御質問はございますか。

先ほど事務局の方で説明がありましたけれども、侵入リスクに関しては貿易統計あるいは回答書から見ても、規模も小さいということがあって、アメリカから一部、生体牛あるいは肉骨粉が輸入されているけれども、最初の評価の案で決めた加重係数のルールを使えば、どの時期もほとんど無視できるというレベルで、侵入リスクそのものに関してはあまり心配がないということですが、国内安定性、対策有効性の評価に関しては、ルールはつくってあるけれども、実際の遵守状況あるいは農家での飼養状況、飼料工場での交差汚染等について、ちゃんとしたデータがない。

以前、先行の5か国をやっている中で、ブラジルはちゃんと検査をしていたんですけれども、通常の国々に比べて出てきたデータでの交差汚染が高いということで、実際には評価書（案）で決めた機械的な評価よりも、やや一段階上げるといって、そこからもう一個上まで幅を広げるという操作をしたんですけれども、そういう点から考えると、今回のようにあまり検査が実行されていない、あるいはデータがないという国について、整合性を持たせるためにはブラジルで扱ったような格好で、その機械的な評価をもう少し幅を広げて、その評価結果に持っていくかという点がまず1つ問題になるかと思うんですけれども、これに関してはどうでしょうか。

一生懸命調べて、まじめに書いてきたところの方が評価がきつくなるというのも、これからの作業を考えていくときに、それならもうデータを出さないよというのも困りますけれども、評価する方とすれば、できるだけ偏らないで、アンノーンな部分があれば、それに対応した評価にせざるを得ないのではないかという気がするんですけれども、どうでしょうか。

この辺はこれからやっていく国々についても、多分最初の5か国のようなルールで行かない部分が多々出てくるかと思うんですけれども、それはそれで更に追加質問をしたとしても、データはないという回答、今回の追加回答以上の回答が出てくるとは思えないんですけれども、山本専門委員辺りはどうですか。

○山本専門委員 なかなか難しいんですけれども、結局はない部分の評価は基本的には本当はできないんですけれども、ルールは一応あるということで、一段階はクリアしたと考えなければいけないんですね。

それが実際には、例えばEUでも飼料規制をしましたということも言っても、交差汚染が残って、

バンした後に生まれたものに発生が起こったと。完全なバンをもう一回やり直さなければいけないようになったことがありますので、この段階で確認が取れないということについては、評価のレベルを一段きつい方に上げざるを得ないだろうとは思いますが。そういう形です。

○吉川座長 常識的に考えて、機械的なわけにはいかないだろうという気はしますし、実際のコンプライアンス状況に関して、積極的に取り組まれていないものに関しては、一般的な評価よりワンランク上げるか、あるいはその評価からワンランク上げたところまでの幅を持たせた格好で、ちょうどブラジルのときにやったような対応を取るということでもいいですか。

また次、次とやっていくと、もっと厳しいところが増えていくかもしれないので、場合によつたら、また戻って議論になるかもしれませんが、とりあえず飼料規制に伴う国内対策有効性の評価に関しては、一般ルールに当てはめたものと、それよりもワンランク上のところの幅を持たせた格好での評価にしておくということできたいと思います。

もう一つの問題は、これは直接評価の上げ下げではないんですけども、サーベイランスに関して、多分これから出てくる幾つかの国では、基準の OIE のポイントにはるかに足りないという部分があります。

足りないところは足りないんですけど、事実上足りないんですけども、後でまとめのところを含めて、サーベイランスの点に足りない国に対して、どういう対応が望まれるのかというコメントを評価の中に書き込むかどうかということで、これはむしろ評価というより評価のまとめのところに響いてくると思うんですけども、サーベイランスが行っていない国々に対してどうするかということも少し検討していかないと、今までの国はそういう意味では、サーベイランスポイントが十分にオーバーした国を評価してきたので、サーベイランスのデータとして、検証に使えるという格好で来たんです。

○小野寺専門委員 サーベイランスポイントは、OIE の昔のサーベイランスポイントと現在のサーベイランスポイントですね。それが切り替わったのが恐らく 2004 年か 2005 年くらいです。例えばこれを見ると死亡牛のサーベイランスですね。あとは不慮の事故のサーベイランス。彼らの言い分としては、ポイントが切り替わる前のやり方だったこの方法でよかったんだろうという話なんです。確かに臨床的に疑われる牛がゼロというのは、日本でも批判を受けるところなんですけれども、この線引きは難しいんです。

多分 2004 年の死亡牛、不慮の事故、と殺牛ですか。これをあと 3 年くらい同じレベルでやったら、現在の OIE のサーベイランスポイントに一応到達するのかという試算も必要かと思います。

○吉川座長 飼育頭数が表 6 に書いてあります。7 年間でニカラグアの場合は新しい基準で 30 万ポイントですか。そうすると不慮の事故、死亡牛が、この中に臨床的に疑われる牛がどのくらい

るかという話になるけれども、全部をそちらに持っていくのはまだ無理ですから。

○小野寺専門委員 これは国によって、と畜場のやり方にもよると思うんですけれども、最初の OIE のサーベイランスポイントの臨床的に疑われる牛というところに書くような、ポイントを高くしているのは、と畜場がはねた牛をそれに入れると。それでと畜場に行かなかった牛を死亡牛とか事故牛としたという、どちらかと言えばスイスとかはそういうやり方をやっているわけです。

ただ、ニカラグアでは何かおかしかったら、全部と畜場に連れていかないということだったら、ここは当然ゼロになるわけですね。そういうお国のいろいろな事情とか、と畜場の体制とか、そういうものがあるかと思います。

○吉川座長 死亡牛、不慮の事故のと畜牛、合わせて 500 頭くらいのうちの 1～2 割がもし神経症状を出したものを含んでいたとしても、ほとんど点数的にはかなり努力をしないと OIE のポイントには行かないので、国によってのカテゴリー分類に多少影響はあるかもしれません。

このペースで行くと OIE のポイントまで達するには努力が必要で、評価のまとめのところにサーベイランスについてどうか、アメリカのときは付帯事項でかなり厳しく書きましたけれども、今後こういった格好で検証するべきデータにまだ不十分なものがある国々について評価を終えた上で、提唱に必要なデータを出すべきであるとまでは強く言えないかもしれないけれども、出すことが望ましいとか、そういったようなコメントとを加えるかどうかということですが、これはこれからの国々についての問題もありますし、評価よりも評価のまとめの議論に移った方がいいかと思うので、そのように扱いたいと思います。

そのほかに、この食肉処理までに関して、事務局の方で整理をしてもらったものですが、御質問をどうぞ。

○山本専門委員 サーベイランスのところで、サンプルは組織学的検査法及び免疫学的検査法による検査が行われるということを書いてあるんですが、免疫学的検査法というのは免役組織化学なのか、それとも ELISA みたいなキットでスクリーニング的にしているのか。その辺はわかりますか。

○横田課長補佐 お手元のファイルの各国の評価書で、メキシコからホンジュラスまでつづいてあるファイルのニカラグアの回答書の 27 ページ目がそこに該当する部分になるかと思います。

27 ページ目の一番上のところで、組織学的方法及び免役組織化学検査を行っているということで、免役組織化学に修正させていただきたいと思います。

○山本専門委員 そのサーベイランスのところに書いてあるのは、2004 年以降 24 か月齢以上の牛で、神経症状を示す牛、原因不明で死んだ牛、検査中に死亡したものを選んでということなんですけれども、ここは通常と畜牛の仕分けをどういうふうと考えてやっているのかということと、臨床的に疑われる牛は神経症状を表わした牛が全くいなかったという話ですね。これがよくわから

ない。

○小野寺専門委員 ニカラグアのと畜場のシステムで、例えば獣医がそこで振り分けているのか。そんなところの質問をした方がいいのかと思います。振り分けなかったら、神経症状の牛が見つかるはずがないです。

○吉川座長 そうですね。対象としては、検査手法の今のところを見ると、神経症状を示す個体、歩行困難の個体及び多様な死因に伴う死亡個体からサンプルを取っているというので、確かに神経症状を示す個体でも、例えば狂犬病を含めて、明らかに別の原因の診断が付いたものは OIE でも全部外していますけれども、ゼロということは、そういう明らかな原因を省いたとしても、1頭も残らないというのは、確かに分類が違っているかもしれないですね。そのニカラグアの考え方。一般的には臨床的に疑われる牛に入れてもいいカテゴリーなのかもしれないけれども、ニカラグアではどうもそれを使わないというようなことがあるのかもしれないですね。

しかし、これは例えば追加質問でそういうふうに答えてきたけれども、毎年、神経症状を出した牛が本当はどのくらいいたのかということを知りたいのかと聞かなくてはならないか。さっき言ったように、もし聞いて、これが死亡牛、不慮の事故によると畜牛の何割かを占めたとしても、ポイント的には今のレベルでは足りそうもない頭数ではないかと思うんです。

わかりました。ここのところは先ほど言いましたように、まとめのところではほかの国もこういう例が今後出てくると思うので、サーベイランスにかなり達しない国々についてのまとめの中で、どう表現していくかという議論をしたいと思います。

○山本専門委員 もう一つは、その OIRSA という中米9か国の基準と言いますか、これはここに突然出てきますけれども、メキシコの場合は出てこなかったですね。

○吉川座長 メキシコは特にこれに関しての記載はなかったです。むしろアメリカと同調するような格好でなっていたけれども、中南米9か国の多分 OIE 基準に基づいたルールに近い格好のものだと思うんです。

○山本専門委員 となると、もう少し説明した方がいいかと思います。

○吉川座長 この OIRSA の9か国の BSE に関しての合意というか、そういうものを書いた書類はあるんですか。

○小野寺専門委員 中米9か国は恐らく OIE の方に、リスク評価をする場合には、まとめて我々の意見だと言って、意見書みたいなものを出していたと思うんです。それは OIE の方に行っているかもしれないけれども、ほかの機関には行ってないと思います。

○横田課長補佐 その部分は今回の追加回答書、資料2の12ページ目のサーベイランスの一番下の四角のところでございますけれども、1997年に OIRSA は OIE コードによる BSE リスク要因

を分析したという記載がございますので、基本的には OIE コードにほぼ準拠したような形でやられているのかと思いますので、そこら辺がもし必要であればわかるように評価書の方を修正したいと思います。

○吉川座長 そうですね。OIE 各国自分で自分の国のリスク分析をしるところから書いてあるので、この基準に基づいて9か国でルールを決めたと書いてあって、年間サンプル数は OIRSA の基準に基づいて計算されると書いてあるけれども、その基準が後で OIE が決めてきた国際的な基準なのか、それとも独自の基準を持っているのか、確かにこの文章だけではわからない。

サンプリング対象ははっきりわかりますけれども、サンプル数とそのポイント制に関しては全く独自のものを使っているのか、OIEの一般的な BSurVE の変形したカテゴリーのを使っているのか、ちょっとわかりません。もしわかったら調べてくれませんか。この9か国に入っている国々がありますから、多分これから評価する国にも適合していくところが幾つか出てくると思うんです。神経症状が見られる牛の多くは、疫学的に狂犬病が多いんでしょうね。こういった疾病のない国の神経症状牛に比べて、エルミネートされていってしまうという部分があるかもしれないです。

○山本専門委員 一応その追加回答書の13ページの「死廃牛 (fallen stock) について」の回答の段に、2001年～2008年までの BSE 検査を1,121頭で行って、サンプルは通常と畜牛が45、死亡牛22、緊急と畜牛は33とはなっているんです。こういう形でサンプリングしたとは書いてありません。

○吉川座長 歩行困難は緊急と畜牛に入れてあるんですね。

○筒井専門委員 そのこのところに何らかの神経症状を示したため、と畜された動物は緊急と畜牛に入っていますから、その分類を理解してやっているのかどうなのかは考えた方がいいかもしれないです。ただ、いずれにしてもサーベイランスの数が足りているとは思えないです。

○吉川座長 多分カテゴリーを違えているんですね。不慮の事故によると畜牛337頭の中にある割合で神経症状を示して、その原因不明のものというのが入っているんだと思うんです。

○山本専門委員 そうすると33%すべて緊急と畜牛が何らかの神経症状を示していたとして計算してみるとどうなるかというのもポイントの計算はできるかもしれませんが。

○筒井専門委員 これは先ほどのメキシコが入っている9か国の分類上の決まりがこうなっているということは考えられないんですか。

○吉川座長 メキシコのとときはどうでしたか。

○横田課長補佐 メキシコの方は臨床的に疑われる牛もありましたけれども、恐らくメキシコは OIE にステータス認定も出しておりますので、OIE の今の4分類に合うような形で整備はされているということだと思います。

○吉川座長 ただ、36 ページを見るとメキシコの母集団も廃用牛、解体後検査不合格牛、歩行困難牛、緊急と畜牛ものと別途に臨床的に疑われる牛という分類をつくっているの、ヨーロッパが使っているカテゴリーとやや違うんですね。いわゆるダウンナーとかいうものの中でも、また更に細かく本当に BSE の臨床症状を疑うか、単なる歩行困難牛とかいうことを見ているのかもしれないですね。

ここに関してはどうでしょうか。もう一回聞くか、あるいはニカラグアに聞かなくても、この加盟国の分類のカテゴリーがわかれば、一応調べる努力をしますか。

○小野寺専門委員 これは 2004 年ごろは、OIE 原案もダウンナーとアクシデンタルスローターと 2 つに分けていたんです。ですから、これは恐らくその原案にのっとっていけば、こういう分け方になると思います。あとは廃用牛とか検査不合格牛とか、これは別に健康牛だろうと思います。古いものだったらこうなっているのであって、現在の新しい OIE 基準だと、恐らくここはまた別の分類になっていると思います。メキシコも多分そうなってくると思います。

○吉川座長 加盟国の定義カテゴリーがどうなっているのか、事務局の方でもしわかったら調べていただけませんか。

○横田課長補佐 はい。

○吉川座長 ほかにございますか。それでは、今の点を含めてまとめの部分について説明してもらった上で議論をしたいと思います。事務局、お願いします。

○横田課長補佐 資料 3 のニカラグアの 10 ページ以降がまとめの部分になりますので、こちらの御説明をさせていただきます。

基本的には、これまでやった 5 か国と同じようなスタイルでまとめておきまして、まず最初に生体牛の部分、侵入リスクと国内安定性の方を記載しておきまして、侵入リスクは 1986～2007 年のすべての期間において無視できると考えられた。国内安定性の方でございませけれども、そこは 2000 年となっていますが、2001 年に直していただければと思います。1986～2001 年は暴露・増幅する可能性が高い。

その次の 2001 年となっているところも正しくは 2002 年で、1 年間違っておりますが、2002 年以降は暴露・増幅するリスクは低いと考えられたということです。ただし、本日の議論を踏まえれば、半分くらい幅記載にした方がよいのではないかということなので、中程度から低いという形になるかと思いますが、そういうふうに考えられたという形になりまして、これら侵入リスクと国内安定性の評価の結果から、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられるとしております。

8 行目以降がサーベイランスです。今、御議論がありました。いずれにしても OIE で利用さ

れているポイント制に基づいて試算すると、少しポイントの方は足りていないということで、10万頭に1頭未満であることを示す基準は満たしていないということが推定されたということになるかと思えます。

12行目以降が食肉処理工程でございます。食肉処理工程におけるリスク低減効果は非常に大きいと推定されたということでございます。

以上をまとめますと、ニカラグアでは国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果は非常に大きいと推察されたため、ニカラグアから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるという形で、オーストラリアやチリと大体同じようなまとめになるかと思えます。

ただし、今、御議論がありましたように、サーベイランスのところは状況が違うということでございます。11ページ目が参考図という形で、これまでの国と同じ形で模式図の方を載せておりますけれども、左下の方に寄っているような図になっているということでございます。

説明の方は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。一応まとめの書き方はこれまでの5か国と同じ格好で、最初に侵入リスクと国内の増幅の可能性から検証のためのサーベイランスについての事実記載と食肉評価という格好で、最後に総合評価という書き方になっていますけれども、先ほどの議論を受ければ、最初の国内の侵入リスクのところ、国内安定性のところで最初は高いと。その後、一応低いという格好になるけれども、遵守状況その他のデータの不足あるいは不備を考えると、低いから中程度にワンランク入れたところまで幅を広げるという評価になるという格好になるかと思えます。

サーベイランスに関しては満たしていないということで、これは事実ですから、やはり科学的検証のための一つの有力なツールだから、サーベイランスのポイントを満たすべく努力をしていただきたいというようなことをこのコメントの裏に述べるか。ただ、食肉のところはそのままの格好になりますから、いずれにせよ、そこら辺を書き足したとしても、総合の結論の BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できるという部分は、特に変更ないという格好になると思うんですけども、先ほどのサーベイランスのところも踏まえて、ここのまとめの書きぶりについて御意見はございますか。今、言ったような点については、少し書き足そうと思えますけれども。

○堀内専門委員 1つ目は、11ページの下の方の B の図なんですけれども、食肉処理工程におけるリスク低減効果のところ、1986～2001年と2002～2007年に分けて図が描かれているんですけども、前段の食肉処理工程の内容からすると、2001年までと2002年までの区別が読み取れなかったんですが、この図で見ると意図的に少し効果が上がりましたよという図なんです。その根拠はどこにあるのかがまず1点です。

○横田課長補佐 済みません。図の説明は省略してしまっただけですが、Bの表の縦軸は現状の食肉処理工程におけるリスク低減効果なので、同じ升の中にあれば同じランクということで、上下で下がっているように誤解を招くところもあるかもしれませんが、同じ升に入っているの、そこは同じランクだということで、特に差はなく、変わっていないということでございます。

○堀内専門委員 この25分割になっているところの1つに入っていれば変わらないというのは感覚的にはわかるんですが、例えば実際にこれは回答事項とかを見ますと、食肉処理工程におけるリスク軽減措置というのは、ほとんどが2000年くらいから始まっているのかなと感じ取れるんです。

○吉川座長 今、言われてみて、私もそう思うんですけども、これは上の図をそのまま反映させようとしたからこうなっているけれども、このBの方の図はX軸が生体牛のリスクの時系列的な変動を変えたものであって、縦軸は食肉処理工程による低減効果の分類ですから、上のものを下に反映させるとすると、X軸の方にずれるのではないですか。Y軸を上から下に下りてくるのではなくて、生体牛は古い方のものについては、侵入リスクはなかったけれども、国内安定性の不安定から見ると、やや疑義を呈するというものがあるとするれば、それは生体牛の方の影響であって、食肉処理工程の問題ではないから、上をそのまま下にペーストしてしまったのでこういう図になっているけれども、描き方としてはそれでいいですね。

○横田課長補佐 正確に描くとそうなると思います。スペースの問題とかあるので、調整はさせていただきたいと思いますが、御指摘は踏まえて、できる限り対応は検討したいと思います。

○堀内専門委員 もう一点なんですけれども、先ほどの議論のところでも発言すればよかったんですが、OIEのサーベイランスのところなんですけれども、ここの議論の中でも、いわゆるBSEサスペクトというものとリスク牛の区別があいまいになっていたような気がするんです。

OIEの基準の中には、神経症状を呈した牛イコールBSEサスペクトではないと思うんです。ある一定のBSEの臨床的な、要するに不安行動とかアグレッシブになるとか、幾つかの基準があったと思いますので、そこは起立不能だから、それは臨床的にBSEが疑われる牛ではないということ、確認しておいた方がいいと思います。そこが先ほど混乱していたのではないかと思います。

○吉川座長 その点も併せて、先ほどの9か国の中身がわかれば、具体的にどうなっているのかを事務局の方で当たってみてくれますか。

まとめに来てはいますが、今、言ったように、前に戻っても構いません。このニカラグア全体の評価に関して、先ほどまとめのところでも侵入リスクあるいは国内リスクのところでの遵守状況の不備に関して、ワンランク幅を入れたということと、そのサーベイランスに関して達するように努力をしてくれという部分を足すということのほかにございますか。先ほどの議論のところは一部修正になりますけれども。

○山本専門委員 このまとめのサーベイランスのところは、OIE で利用されているポイント制（BSurvE 方式）というのは、これはイコールではないので、前から BSurvE 方式は抜くことにしていなかったでしょうか。

○吉川座長 そうですね。多分ペーストしたところのが古かった。考え方は利用していますけれども、確かに BSurvE そのものではないですね。

ほかにございますか。では、とりあえず今日審議した内容について書き換えて、また次回に見え消しで今日の議論を踏まえた回答書に変えて、議論をしたいと思います。

それでは、とりあえずニカラグアを終えて、次はコスタリカになります。コスタリカに関してはニカラグアと違って、まだ追加質問に対しての答えができていませんので、最初の回答に基づく整理です。かなり不十分な部分もあると思いますけれども、事務局の方から説明をお願いします。

○横田課長補佐 お手元の資料 4、コスタリカの評価書（案）たたき台を御覧いただければと思います。

これまでの国と大体同じようなスタイルでまとめておりますけれども、1 ページからが生体牛の侵入リスクということで、具体的なデータの方が 2 ページの表 1 が生体牛、3 ページの表 2 が肉骨粉になります。

まず表 1 の生体牛の方でございます。先ほどのニカラグアと大体同様で、主にアメリカから輸入があるということがございますが、それほど多い頭数ではない。欧州の中程度汚染国の 1996～2000 年のところで 35 頭。これは具体的にはスペインで、輸入実績はあるということになっておりますが、2 ページの 2～4 行目でございますが、回答書によると、このスペインから輸入された生体牛 35 頭については、最終的にエルサルバドル及びグアテマラに輸出されたことが確認されているということがございますので、最終的な暴露要因となった可能性のある生体牛からは除外したということで、下の暴露要因となった可能性のある生体牛の方は、欧州の中程度汚染国は 0 頭としておりまして、最終的に加重係数を用いて計算すると、全期間について無視できるということになっております。

3 ページの肉骨粉でございます。こちらは回答書によると、特に輸入実績はないということがございます。貿易統計の方では、アメリカから一部輸入がありますが、どちらの数字を用いても、加重係数を用いて計算すると、全期間無視できるということになります。

以上をまとめたものが、4 ページの表 3 でございます。全期間無視できるという形になっております。

4 ページの 4 行目以降は、国内安定性でございます。ここの部分は初回の回答書でかなり空欄が多くて、追加確認中のところも多い状況でございますが、まとめたのが 5 ページの表 4 でございま

す。

まず飼料規制の方は 2001 年に反すう一反すうの飼料規制を行っている。SRM の定義については、今はまだ検討中ということで、国内では特にはない。また、利用実態のデータなどは、今のところはまだ情報はなし。レンダリングの条件の方も今のところはまだ情報が得られていないということでございます。交差汚染防止対策のところは、ライン洗浄等で対応しているということでございます。

以上をまとめると、5 ページの表 5 がまとめでございますが、1986～2001 年までは暴露・増幅する可能性が高い。2002 年以降は中程度ということになるということで、現在の情報に基づく、このような評価になるのかと思います。ただし、レンダリング条件とか、かなりまだ不明なところがございまして、そこら辺の情報によっては変わり得るということで「？」を付けさせていただいております。

5 ページの下の方からは、サーベイランスでございます。

具体的な実施状況が 6 ページの表 6 でございます。先ほどのニカラグアと大体同じような形で、毎年 100 頭前後の実施頭数ということで、ポイントの方を計算すると 23 万ポイント弱ということで、コスタリカの母集団から計算すると、必要なポイント数は 30 万ポイントということなので、少し足りないのかなというような結果になっております。

7 ページ以降が、食肉及び内臓の方でございます。

まとめた表が 9 ページの表 7 になっております。SRM は国内では定義がないということでございますが、これは輸出施設になるかと思うんですけども、SRM の除去のところでは危険部位は除去後、専用容器に入れて除去しているということでございまして、実施方法等を見ますと、背割り鋸や枝肉洗浄を行っている。あとは脊髓片の付着がないことをと畜検査員の方が確認を行っている。輸出施設では HACCP、SSOP をやっているということで、実施方法等も◎になっております。

と畜場の検査、スタンピング、ピッシングのところでございますけれども、一般的な生体検査が行われて、歩行困難牛を排除されておる。圧縮した空気などによるスタンピングやピッシングは行われていない。機械的回収肉も行われていないということで、リスク低減措置の評価としては、リスク低減効果は非常に大きいという結論に、今のデータではなっております。ただし、まだ追加確認中のところもありますので、一応「？」という形で、まだ変わり得るということでございます。

まとめ以降は、まだ追加確認の結果も踏まえた上で記載する必要があるということで、現状では空欄という形にしております。

説明の方は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。最初の資料 1 で説明がありましたように、コスタリカに関

しては追加確認の回答書が送られてきて、今、翻訳中ということです。本文のあちこちに追加確認中と書いてあるのは、翻訳が終われば近日中に詳細なところが埋まってくると思います。

一応最初の回答に基づいて、ほかの国と併せて項目を整理していくと、大体こういう形になるというところで、まだ細かい議論ができるところまで、追加確認がないと難しい部分があります。

しかし、これを見ると、コスタリカはニカラグアと同じ9か国の中に入っているけれども、明らかに違います。今のタイプにあわせた形で、2001年から臨床的に疑われる牛を入れて、割合もう少し頑張ればすぐにと届きそうな、場合によったら2008年のデータが加われば、過去7年30万ポイント行くかもしれないくらいの勢いになっていて、不思議ですね。こうやって見ると、同じルールでやっているとは思えない。加盟しているのかもしれないですけども、結構、各国別でやっているのかもしれない。

資料4に関して、御質問あるいは今の説明の中でもう少しこのところをちゃんとしておいた方がいいというようなことを含めて、御意見があれば伺っておきたいです。

○小野寺専門委員　そこでサーベイランスのポイントですけれども、これまた死亡牛はゼロとか書いてあるので、全部臨床学的に疑われる牛を入れているわけですが、これは通常と畜牛の2006年でゼロというのは、検査しなかったということでもいいのかもしれませんが、死亡牛と不慮の事故によると畜牛がゼロというのに対して、若干疑問に思います。

○吉川座長　これは私の想像ですけども、かつて農水省がサーベイランスで検査に入る前に、アクティブサーベイランスに入る前のパッシブでやっていたときは、多分振り返ってそのデータを分類しろとあって、これに近いんだと思うんです。

神経症状を出した異常牛を対象にBSE検査をしていて、年間300頭くらいで、2001年くらいのときに拡大サーベイランスになって、その定義以外のものも含めるとって1頭目が見つかったので、多分これは2004年の段階で新しい分類の方に切り替えたんだけど、その適用を考えると、かつてやっていた2001～2004年までは、そういう意味ではサスペクティッドケースを抽出して調べていたという考えなのではないかという気がするんです。

○小野寺専門委員　恐らくそうかなという気もするんですけども、確認をしてください。

○吉川座長　もしあれば大使館あてでも確認を取ってください。多分そうではないかなと思うんです。抽出したサーベイランスをしていたので、神経症状を出した牛の中で、そのBSEを疑うものをずっと調べていたという意味ではないかなと。だから、死亡牛と不慮の事故のと畜牛は、その間はゼロになってしまっている。死亡牛はいなかったわけではないし、切迫と畜がいなかったわけではないんだけど、調べた牛はそうではないという意味ではないかなと思うので、もし確かめられたら確かめてくれませんか。

ほかにございますか。

○筒井専門委員 恐らくこれは書き方の問題だと思うんですけども、6ページの上のアクティブサーベイランスとパッシブサーベイランスの用語の使い方が混乱をしそうな感じがします。

アクティブサーベイランスで BSE 症状を示した牛だとか、切迫と畜牛、歩行困難牛を検査していますという話と、パッシブサーベイランスで農場死亡牛と BSE のステータスの悪い国からの牛を検査していますと書かれているんですけども、基本的には全部アクティブにやっていることだろうと思いますので、ここは字句の問題ですけども、少し整理された方がいいかと思います。

○吉川座長 わかりました。あまりアクティブとかパッシブとか書かなくてもいいのかもしれないね。そのままサーベイランスのサンプリング対象になるなら、これでまたこれらの国から来たものもサーベイランスの対象にしていますよという格好でいいかと思います。

ほかにございますか。コスタリカと次のホンジュラスに関しては、そういうわけでまだ回答書の翻訳は済んでいませんから、引き続き回答書の翻訳が終わった段階で、ちゃんとした形の評価案になると思うので継続審議という形で、今回は概要だけを事務局の方で整理したものを提示したという事で止めておきたいと思います。

それでは、次は、ホンジュラスについて説明をお願いします。

○横田課長補佐 続きまして、資料5のホンジュラスのたたき台を御説明させていただきたいと思っています。

まとめ方は今までの国と同様でございまして、1ページからが生体牛の侵入リスクです。

2ページの表1が生体牛になります。データを見ますと、回答書の方は1999年以降のみのデータしかまだ情報が得られていません。その前のデータはないのかどうか、今、追加確認で確認中ですが、今ある情報だけでやりますと、ほかの中南米の国と同様にアメリカから少し生体牛の輸入があっただけということでございまして、貿易統計の方も大体同じようなデータでございまして、そのデータに基づいて加重係数を用いて計算をすると、一番下でございまして、いずれの期間も無視できるというような結果になっております。

3ページの表2が肉骨粉でございまして。こちらは回答書の方で、2005年以降のデータしか記載がなかったので、こちらはその前のデータがないのかどうか確認中ですが、今あるデータだけで見ますと、回答書の方ではアメリカから少し輸入があっただけということでございまして、貿易統計の方も大体おおむね同じようなデータでございまして、加重係数を用いて計算をすると、全期間無視できるというような結果になっております。

まとめますと、4ページの表3が侵入リスクでございまして。現時点では回答書ベースでまとめるということで、回答書でデータがない期間は不明としておりますが、ここは追加確認で回答が出て

くるなり、どうしてもなければ貿易統計を用いてやるという形になりますけれども、今のところのデータによると、わかっている範囲では無視できるという結果になるということでございます。

4 ページの 5 行目以降が国内安定性でございます。

まとめたのが 5 ページの表 4 になります。一番上の飼料給与のところは初回の回答では特に記載がなかったので、ここのところは情報が得られていないということでございます。SRM の利用実態のところに関しては、2005 年に SRM の定義はしておりますが、牛以外の飼料として利用をしている。

レンダリングの条件のところは、特に今のところはデータ、情報は得られていないということでございます。交差汚染防止対策の方も同様でございます。国内安定性のところはホンジュラスに関しては、情報がなく、かなり空欄が多かったということで、不明のところが多いんですが、今、得られている情報に基づき飼料規制がワーストで、特に規制がないというふうに仮にやると、暴露・増幅する可能性が高いという結果になるということで、表 5 の方は仮置きしております。ここは当然、追加確認の方の回答で実際のデータが出てくれば、変わり得るということで「？」という形にしております。

5 ページの 13 行目以降は、サーベイランスでございます。実際の頭数等のデータが 6 ページの表 6 になりますが、ホンジュラスの場合はサーベイランスを行っているのが通常と畜牛のみ毎年大体 100 頭前後ということで、ポイント数の方は大幅に足りていないというような状況でございます。

食肉及び内臓の方が 6 ページの 14 行目以降でございます。まとめたのが最後の 8 ページになります。SRM の定義は 2005 年にそこに記載されているような部位を指定しているということでございます。これら部位に関してはきちんと除去をしていると。実施方法は背割り鋸や枝肉洗浄の方を行っている。枝肉に脊髓片の付着がないかどうかは、と畜検査員が確認している。SSOP と HACCP の導入状況の方は、今、確認中ということでございます。

と畜場での検査、スタンニング、ピッシングでございます。一般的など畜場における生体検査を行っておりまして、圧縮した空気によるスタンニングは実施していないということでございます。ピッシングは記載がなかったので追加確認中でございますが、機械的回収肉は製造していないということで、評価書にしたがって、今あるデータでリスク低減措置の評価をすると、リスク低減効果は非常に大きい～大きいという辺りになると。ただ、不明なところもあるので、ここはまだ変わり得るということでございますが、説明は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。こうやって見ると、先ほど 9 か国の基準というけれども、全然違いますね。これを見るとホンジュラスは OIE のサーベイランスというよりは、食肉が大丈夫だよという説明のために、健康と畜牛を一定数やっているということであって、BSE のサーベイ

ランスという考えをあまり取っていない感じですね。

先ほど、今後の国へはどうかで、一括で扱いましたけれども、どうもこれだとそれぞれの国に評価をして、まとめ方も必ずしも一様にはいかなさそうな感じがしますけれども、まだホンジュラスに関しては追加確認のデータが来ないと先に進めないというところがあって、追加確認のデータをもって本格的に議論を進めていくという格好にしたいと思います。

とりあえず今の説明の中で、もし何か気づいた点があれば伺いたいと思います。いいですか。継続審議ということで、もし気づいたことがあれば、事務局の方をお願いします。

○山本専門委員 1点確認ですけれども、SRMの中に脳は入っていないんですか。

○吉川座長 そうですね。SRMの利用実態。

○横田課長補佐 初回の回答書のSRMの定義のところを見ると、今回の評価書をまとめたように背根神経節、脊髄、扁桃、回腸遠位部ということで、脳は特に書いていなかったということで、そのまままとめたということでございます。頭部は当然、と畜工程で自動的に取られるから、あえて指定していないのかもしれませんが、よくわかりませんが、いずれにしても、食肉処理工程の方で日本向けの食肉について頭部も含めて除去している、していないというところは、今、追加確認の方で確認していますので、それも含めて、まとめの方はしたいと思っております。

○吉川座長 わかりました。そこは確かめておいてください。ほかにございますか。

では、コスタリカとホンジュラスについては、追加確認のデータも含めて、今後審議を進めていくという形にしたいと思います。

それでは、前回までの審議の議論の確認と継続審議の部分の審議に入りたいと思います。

最初に資料6で、ハンガリーの評価書の変更箇所について、事務局の方から説明をお願いします。

○横田課長補佐 資料の説明させていただきます。資料6「ハンガリー評価書（案）一変更箇所抜粋」の1枚紙を御覧いただければと思います。

前回の調査会で、ハンガリーの場合はスロバキアからの輸入頭数が貿易統計と回答書で大分ずれているということで、その原因の1つとして、トランジットなどの貿易上の処理があるのではないかという話でしたが、結局これが根拠だと正確に確認までできておりませんので、その部分は少しトーンを弱めた方がいいのではないかと。原因の1つとして、そういったことも考えられるというふうな、記載にした方がいいのではないかと御指摘がございましたので、それを踏まえて具体的に24行目以降の辺でございまして、原因の1つとして、トランジット等貿易上の統計処理の問題考えられたということで、記載の方は少し修正をさせていただいたということでございます。

併せて資料7の方も簡単に御説明させていただければと思います。資料7のオーストラリアの方

は、オーストラリア側からのコメントということで一部修正をしております。

1 ページと 2 ページの生体牛及び肉骨粉の輸入の貿易統計のデータに関してでございますが、オーストラリア側から、貿易統計の数字というのも必ずしも 100%正しいというわけではなくて、結構間違いもあるんだということで、その部分のコメントが参りまして、追記したということです。

具体的にはまず生体牛の方は 1 ページの 19 行目以下のところでございますけれども、貿易統計上はポーランドやオーストリア、ヨーロッパなど、それからアメリカ、カナダから結構な頭数が入ってきたということでございますが、EFSA の GBR のワーキンググループ報告書の方を見ますと、結局ヨーロッパの方で詳細な確認をしております、実際はポーランドからオーストラリアへの輸出の記録はなかったということ。

それから、オーストリアからの輸出もこれはコード間違いで、実際はオーストラリアではなくてウクライナへの輸出だった。あとはアメリカからオーストラリアへの輸出の頭数もアメリカの輸出事前検疫所のデータによると 493 頭のみということで、貿易統計の数字よりはるかに小さい数字だということで、追記したということでございます。

肉骨粉の方は 1 ページの一番下のところから 2 ページの一番上でございます。ヨーロッパのドイツとかアメリカ、カナダからの肉骨粉の輸入は、貿易統計上は記録がございますが、同じく GBR の報告書によると、2002 年のドイツからの輸出に関しては、2001 年以降、EU から加工動物たん白質の輸出が禁止されていることによって、GBR の評価の際にもリスク考慮対象から除外している。

カナダとアメリカからの輸出についても、両国の首席獣医官からオーストラリアに輸出していないという言明がきちんと確認が取れているということで、GBR では除外をしているということで、貿易統計の数字をそのまま信用するのも少し問題があるということを追記したということでございます。

説明の方は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。最初に資料 6、ハンガリーの件ですけれども、これはこの間、議論をした 2006 年に限って、スロバキアからの輸入量が異常に多いという事実で、どう考えるかという中で、前はトランジットだったのではないかとということですが、そういうデータがあるわけではないというので、少し表現をマイルドにして、トランジットという可能性も考えられるという表現ぶりを変えたということですが、これはこれでいいですか。

資料 7 の方に関しては、オーストラリアの方で前回の分析結果に対して 2 点です。

1 つは、資料 7 の 1 ページ目にある生体牛の貿易統計の記載、オーストラリア、AU と書いてあったのが、実はウクライナの UA の間違いであって、これは EFSA が GBR をやる時にも検証し

た上で間違えていたということになっているので、その事実を採用してほしいということで、どうするかという問題。

もう一つ、同じように肉骨粉について、2002年のドイツからの22トン、米国からの輸入について、貿易統計の記載の方が誤っているという主張で、事務局としては一応その事実を、そのように言われたという格好で書いてありますけれども、確かに日本の場合も最初に肉骨粉を20トンだか200トンだか忘れましたが、イギリスからあったというのでかなり議論になって、結局突き合わせて、肉骨粉ではなくてフェザーミールになって、統計上からは消えていってしまったこともあります。

確かに貿易統計もすべてが正しいというわけではなくて、こういう格好で確かめてあるものに関して、事実は事実でこういう事実があったというのはいいですけれども、評価としてどうするかということを一応議論して回答が得られるなら、そういうのはどうするかということを決めておきたいと思うんです。このオーストラリアからの生体牛の輸入と肉骨粉の輸入に関してはどう思いますか。

どなたか御意見はございますか。あるいはそういう格好で確かめて、EFSAのGBRでも検証して認めているなら、そのまま受け入れるという格好で、実際はこれに直しても、総合評価そのものはもともと無視できるレベルですね。評価そのものは大きく変わることはない。

○横田課長補佐 済みません、説明が少し足りなかったかもしれませんが、最終的には、今回オーストラリアの場合は、基本的には回答書ベースで評価をやっておりますので、最終判定には特に影響いたしません、一応貿易統計の方の数字を用いても、もともと無視できるという評価ではあるんですが、更に実際数字は間違っているところもあるということを補足的に追加したということでございます。

○吉川座長 わかりました。

では、こういう事実がオーストラリアから伝えられてあるわけですから、事実を記載すると同時に、今回に関してはそれを受け入れて、オーストラリアの回答書に基づいて評価するということがいいですか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 では、そのように扱いたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。前回、オーストラリアをまとめていく中で、機械回収肉の扱いについてどうまとめていくかという議論がありましたけれども、これに関して審議を進めたいと思います。

資料7の13ページ「(3)まとめ」と資料8「プリオン評価書(案)」の8ページ「1. リスク

評価の基本的な考え方」を見ていただきたいと思います。

肉骨粉、生体牛の輸入など、上流から来たものに関しては、オーストラリアの場合は無視できるということで、食肉の方に関しては結論が出たわけですが、機械回収肉は作り方が違うという点もあって、今回の分析対象にしたイギリスからの BSE に関しては、特にリスクがあるとは思えないですが、その過程で非定型をどう扱うかという問題が出てきたと思います。

1つの案として、評価書の8ページ「1. リスク評価の基本的な考え方」として、今回の評価は、①何らかの理由により最初の BSE が英国で発生して、感染牛由来の肉骨粉等を再利用したことによって、まず英国の中ではやった。その後、感染牛及び汚染された肉骨粉等が輸出されて、飼料として利用されたことによって BSE が拡大したというシナリオで分析をしてきたという書き方をしてきたわけですが、この前に、一応非定型の項目を入れて、近年、通常の定型 BSE とは異なった PrP^{Sc} のバンドパターンを示す異なる型の非定型 BSE が欧州、日本、米国などで少数例報告されている。しかし、非定型 BSE の起源は、現在のところ明らかになっていない。ただ、牛における感染価の体内分布等に関しても、入手可能なデータはないという記載を入れて、現在の時点で、これについて評価の対象として分析をしていくのは非常に難しいということを受けて、今回に関しては、流行のわかっているイギリス発の BSE について評価を進めていったという形で進めようかなと思いますけれども、これに関して御意見がございましたら、伺いたいと思います。

小野寺専門委員、どうぞ。

○小野寺専門委員 たしかイタリアで非定型が出たのも4、5年ぐらい前になると思うんですが、そのときはイタリアの Casalone とかが日本に来て、いろいろ非定型 BSE のことを話しました。勿論、学会でヨーロッパに行けば聞けるんですが、5年後どうなったかという後日談を、ヨーロッパの人を参考人ぐらいで呼んで、意見を聞きたいなという気も半分ぐらいあります。

○吉川座長 その後の情報についてですね。

○小野寺専門委員 そうです。

○吉川座長 またイタリアの後、去年だかにフランスから来てやってもらいましたね。

○小野寺専門委員 ティエリー・バロンですね。

○吉川座長 その後、アメリカの遺伝型のものも出たりしたこともあるので、少し事務局の方でその辺の説明、あるいは新しい情報を持っている方を招聘して、情報を聞くことも必要だろうと思います。もしできたら、少しそのような配慮をしていただけるとありがたいと思います。

とりあえず、オーストラリアの機械回収肉をどうするかという点で、案としては、現時点で非定型を含めた評価はかなり難しいということと、それに適用できるだけの科学的情報が、例数が少ないことも含めて、実際にやっている人たち自身も明確な格好での結論が出ていないということがあ

て、とりあえず今回の評価に関しては、最初の考えどおり、イギリス発の定型 BSE についてのリスクというシナリオで評価を進めていくしかないのかなという感じです。

小野寺専門委員、どうぞ。

○小野寺専門委員 もう一つは、MRM に関してです。たしかリスク管理の方で、厚労省で BSE 未発生国でも MRM は輸入を自粛するというのをどこかで前に聞いたような気がするんですけども、今はそういうことはあまりやっていないですか。

○吉川座長 この間の実績では、オーストラリアがつくっているということと、日本に輸入されていたのではなかったでしたか。だから、多分厚労省はそういうことを実行していないのではないかと思います。

○小野寺専門委員 そうですか。前に家に帰って文書を調べたら、MRM の輸入自粛ということがあったのかなと思ったんですけども、そういうことがなかったらなかったということで別に構わないです。

○吉川座長 事務局、わかりますか。

○横田課長補佐 今の管理措置は、以前、現状のリスク管理措置というもので説明した資料のと通りの通知だと思います。

お手元の自ら評価の資料のファイル②の 16 番が現行のリスク管理措置についてということで、その中では食用に供される SRM の輸入を控えるように指導という形になっておりまして、実際の実績の方も、以前こちらの専門調査会に資料を提供していただきましたけれども、31 番で BSE 非発生国からの SRM 輸入自粛指導についてということで、輸入業者の同意を得て、SRM の輸入を控えてもらうように指導を行っており、実際にせき柱は確認された事例があったという報告は受けておりますが、特に機械的回収肉については、言及はありません。

○山田専門委員 最後の総合評価はどうなるかということは別にしまして、食肉処理過程におけるリスク低減効果ということに関しては、MRM が生産されて、日本に輸出しているということであれば、それは低減効果が非常に大きいとか、大きいとはならなくなると思うんです。少なくとも、一部はそうではないという評価になると思うんですが、いかがでしょうか。

○吉川座長 だから、機械回収肉に関しては、食肉と別途に議論するという格好で、食肉処理工程でのリスク評価は、先ほど言った格好で済ませてしまって、機械回収肉に関してはどうするという事でこの間議論になったんです。

だから、機械回収肉に関しては、食肉処理工程のリスク低減措置はほとんど対象にならない格好になってしまうので、適用できず、別途に議論するという別項目にはめてあって、実際に侵入リスクのない国でつくられるものについて、どう評価するかという話になって、そのときに、入ってこ

なかったとしても、もし非定型が出たらどうするんだという議論で今のところにたどり着いたので、それをどうしようかということです。

○山田専門委員 別にするという事ですから、特別な食肉処理の工程だということですね。

○吉川座長 そういうことです。

○山田専門委員 わかりました。

○吉川座長 一応、案としては、現時点では非定型の部分が不明のところが多過ぎて、併せて既存のものとの評価が難しいということと、もしそういう格好でイギリス発の定型 BSE のリスクという格好でオーストラリアに適用するなら、そのまま 13 ページにあるような、オーストラリアでは、一部機械回収肉の生産が行われているが、今回の評価から考えれば、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できるということで、オーストラリアの機械回収肉についてのリスクは無視するという格好になりますけれども、こういう書きぶりでもいいか。

堀内専門委員、どうぞ。

○堀内専門委員 資料 8 の評価書の非定型の扱いというのは、こういう形でもよろしいのかなと思うんですけども、前回に機械回収肉に関して私が申し上げたのは、あくまでも非定型の方がわからないと言いつつも、現状の情報からしますと、まず可能性としては、結論はされていませんけれども、スポラディックの可能性が示唆されているということです。

それから、半数ぐらいは症状がない牛から見つかっている。トランスジェニックマウス等への伝達結果から、ヒトに移るということです。

ですから、機械回収肉だけに関していくと、もしそういう牛から取られてしまったら、そういうリスクはぼんとはね上がってしまうわけですね。そういう意味で、まとめというよりは、機械回収肉というのは、そういう可能性があるので、自粛するなら自粛していただきたいということを付記してはどうかというニュアンスで発言しました。

勿論、定型 BSE の暴露・増幅リスクのない国での機械回収肉、定型 BSE を考えた場合に、機械回収肉のリスクは低いのでしょうけれども、そうではなくて、あくまでも非定型というものの存在がもう明らかになっていて、それは 100 万頭に 1 頭ぐらいの割合かもしれませんが、そういう可能性が否定できないので、まとめというよりは、非定型 BSE の存在は、仮にオーストラリアとてある可能性は今、否定できないわけで、そうした場合に、どこの国からの機械回収肉というのも入れることは少し考慮した方がいいのではないかと伝えたかったわけです。

○吉川座長 現時点でわかっている点では、確かに幾つかの国で、多分 40 例ちょっとぐらいで、イギリスの型とは違うものが出てきて、1 つの可能性としては、スポラディックなものではないだろうかということと、日本の場合は、若い牛でも見られましたけれども、多くの場合は大体 8 歳と

か 10 歳、若くても 5 歳くらいを超す牛でぼつぼつと出る。その頻度はまだ疫学的にはわからないですけれども、モデルとしては 100 万頭に 1 頭とか、あるいはもう少し低い頻度か、その辺のデータがありますが、確かに論理的には、定型の BSE と違って、理論としては、無視できるリスク国においても非定型が出る可能性はある。それから考えれば、機械回収肉そのものにも論理的にはリスクは入ってくることにはなります。

○堀内専門委員　ですから、オーストラリアからたまたま 1 年だけ 80 何キログラムだかのものが入ってきたというレポートがあるようですけれども、それはオーストラリアに限ったことではなくて、やはり機械回収肉の輸入というのは、ほかの国からの輸入もリスクを考えるとどうなのかなというところもありますので、評価書全体の最後のところ辺りにそういうことを追加していただければいいのかなと思います。オーストラリアに限ったことではないと思うんです。ただ、たまたま今回具体例としてオーストラリアから 1 例だけあったようですけれども、これは全体に言えることだと思いますので、資料 8 の後ろにそれぞれの国の文書が続くと思うんですが、その最後に付記のまとめのようなものがあれば、どこの国に限ったことではなく、考慮していただきたいということが伝わるのではないのでしょうか。

○吉川座長　そうすると、1 つの考えとしては、評価に関してはこういう格好で進めていって、確かにオーストラリア以外にも機械回収肉をこれから評価していく国の中で、輸出しているかどうかはわかりませんが、やっている国もないわけではないので、評価（案）のまとめというか、付記のような格好で、国際的にはまだ議論は進んでいませんけれども、今後の課題として、非定型に基づくリスクはどう考えていったらいいのか。

科学情報が集まれば、その分評価は簡単にはなるんですけれども、将来課題のような格好で、非定型の問題とそれに由来する製造工程を含めたリスクの問題について、評価する必要はあるという課題として残すような格好で、今の提案はそういうことですね。

○堀内専門委員　そうです。

○吉川座長　それも 1 つの案かとは思いますが。

○山本専門委員　今の案には賛成ですけれども、その前に「1. リスク評価の基本的な考え方」のところでは非定型に触れたわけですね。大きな流れとしては、基本的には BSE のリスクをまず評価しているという流れがあるわけなので、そここのところでは、①、②の英国からのシナリオをずっと踏襲してやってきた。ここまではいいと思いますが、その後やはり食肉の問題について考えるときに、非定型の問題を少し考慮して評価することになるという 1 文を入れておいた方が、最後に MRM を考えるときの判断材料として、これを考えたということにつながるのではないかと思います。

結局、OIE にしても EFSA にしても、BSE のリスクを基本的に評価したんですね。我々がやろうとしているのは、もっと先の、食肉の本当のリスクがあるかないかの話になってきますから、そうなる、実際に末梢神経の分布とか、そういのもどういいう順番で起こるのかは、非定型の場合にはわからないところもあるわけです。そうなる、その辺の食肉に関してのところ、ちょっと配慮が必要かということが、皆さん懸念されているところだと思います。

○吉川座長 わかりました。

幾つか意見が出てきています。これまでそういう意味では、ほかの国というか、ヨーロッパも含めて、基本的にわかる範囲でのリスク評価でしたから、イギリスの定型を対象にした分析という格好できましたけれども、機械回収肉の問題を含めて、非定型についてのコメントとその扱い方について、どういう形で評価（案）に入れるか。また、それを受けて、オーストラリアの評価をどうしていくか。もう少し突っ込んだ議論をした方がいいと思うんですね。

ある意味で、どこまでわかっているのか。確かにリスクはゼロではないけれども、実際にヨーロッパも含めて、定型のリスクと不明な部分を含めた非定型のリスクの比を考えたときに、当然物すごく差があるので、各国定型 BSE を基本に置いての分析を進めてきたという歴史があるわけですが、非定型のデータももう少しブラッシュアップをした上で、評価書（案）、各国の評価で機械回収肉に関わるものについて、どうしていくかもう少し議論を進めた方がいいかと思うので、今回は、今日の意見を含めて、評価書のたたき台とオーストラリアについて、もう一度考えた上で審議を進めてもらいたいと思います。

この件に関しては、できれば同時に OIE あるいはヨーロッパの考えについても、もう少し。いずれこの件に関しては、国際的には議論をしていく格好にはなると思うんですけども、確かめたいこともありますので、この件に関しては継続審議という形で、もう一回、次回議論したいと思います。

ちょうど時間ぎりぎりですけども、ほかにございますか。いいですか。

それでは、一応本日の議題は以上ですけども、徐々にオーストラリアの場合は、今の機械回収肉の問題がありますが、既に終わった国で、今日のハンガリーを含めて、修正でいいという国々に関しては、事務局の方から、最初の約束どおり、こういう評価になったという形で、もしよければ各国に評価（案）を返して、疑義あるいは異議があるかどうかを聞いた上で先に進めることにそろそろ入ろうかと思うんですけども、どうでしょうか。あまり次のものを待っていて、一遍にみんなやれば、それは一番理想的ですが、どうもこの進め方だと、かなり差が出てきそうな気もするので、もう終わったところから順次いくか、あるいは今のオーストラリアの問題もあるので、もう少しハーモナイズを考えて、ちょっと待った格好で一遍に何か国かやるか、どちらがいいですかね。

○山本専門委員 機械回収肉の問題が、オーストラリア全体の BSE リスクといたしますか、それを大きく変えるものではないと考えます。そうすると、機械回収肉については各国共通ですね。非定型の問題も各国共通に起こり得る問題なので、後でその部分が付加されるということはあるにしても、全体のまとめの後に付加的なものとして付けるという評価書になっても構わないかなという気がしますので、順次今のところ終わった段階で返して行って、聞いて行っていいのではないのでしょうか。

○吉川座長 わかりました。では、事務局と相談して、コンファームされたところから最初の約束どおり、考えたら、これはそれぞれの国に評価書（案）を日本語で送るんですか。英訳して送るんですか。事務局はどう考えていますか。向こうに日本大使館があるから、訳させますか。

○酒井情報・緊急時対応課長 基本的には、公文というのが日本語なので、仮訳というのは国によっては対応することもあり得ると思います。質問書もそういう形で対応いたしました。

○吉川座長 わかりました。では、了解が取れたということで、ペンディングでないところは送り返してもらうということで進めていきたいと思います。

ほかに事務局からございますか。

○横田課長補佐 特にございません。

○吉川座長 それでは、いつも終わりになりますけれども、次回の日程に関しては、調整の上、お知らせします。

長時間にわたる御審議、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。